

市町合併に伴う住所表示の変更に係る手続き一覧表(県が処理する事務にかかるもの)

課(室)名	件名	該当者	住所変更等の手続き		窓口等
			要・不要	手続きの方法等	
観光振興推進本部	旅行者、旅行者代理業の登録	左記の登録を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	県観光振興推進本部 〒850-0035 長崎市元船町14-10橋本商会ビル8階 TEL095-895-2641
	通訳案内士登録証	登録証所持者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	
消防保安室	高圧ガス関連・製造等の許可・届出	高圧ガス取扱事業者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	県消防保安室
	高圧ガス関連・LPガス設備士免状	設備士免状取得者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。 書き換えを希望される方は、当室で手続きできます。	県消防保安室
	火薬類・譲受、消費等の許可・届出	火薬類取扱事業者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	県消防保安室
子ども未来課	学校法人の変更登記	学校法人(私立幼稚園)	要	変更登記完了届けが必要です。	県子ども未来課
	学校法人の寄附行為の変更	学校法人(私立幼稚園)	要	学校法人寄附行為一部変更届けが必要です。	県子ども未来課
	私立学校の園則変更	私立幼稚園	要	園則変更届けが必要です。	県子ども未来課
	保育所の設置認可	保育所	不要	住所変更の手続きは必要ありません。 変更届出時に併せて手続きを行って下さい。	県子ども未来課
	保育所の設置届け	市町村	不要	住所変更の手続きは必要ありません。 変更届出時に併せて手続きを行って下さい。	県子ども未来課
	認可外保育施設の開設届け	認可外保育施設	不要	住所変更の手続きは必要ありません。 変更届出時に併せて手続きを行って下さい。	県子ども未来課
	保育士登録	保育士	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	保育士登録事務処理センター 〒150-0001 東京都渋谷区神宮前5丁目53番1号 電話:03-5485-3150(祝祭日、年末年始を除く月曜日から金曜日までの終日。肉声案内は9:00~12:00及び13:00~17:30) FAX:03-3797-7892 HP:http://www.hoikushi.jp

市町合併に伴う住所表示の変更に係る手続き一覧表【県が処理する事務にかかるもの】

課(室)名	件名	該当者	住所変更等の手続き		窓口等
			要・不要	手続きの方法等	
子ども家庭課	児童扶養手当証書	左記手当の受給者	不要	住所等は更新時に変更しますので、合併時に住所変更の手続きは必要ありません。	市については市福祉事務所 町については県子ども家庭課
	児童手当	左記手当の受給者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	市町
	特別児童扶養手当証書	左記手当の受給者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	県子ども家庭課
	母子寡婦福祉資金貸付制度	左記の貸付を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	県子ども家庭課
	小児慢性特定疾患治療研究事業	本事業認定者及びその保護者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	県子ども家庭課
	育成医療の給付	認定者及びその保護者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	県子ども家庭課
	未熟児養育医療の給付	認定者及びその保護者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	県子ども家庭課
学事文書課	定款又は寄付行為の変更認可申請	特例民法法人(社団法人・財団法人)	不要	事務所の住所変更手続きは必要ありません。 なお、定款又は寄附行為上の住所表示を変更したい場合は、変更認可申請が必要です。	県の特例民法法人所管課
学事文書課	宗教法人の規則変更	宗教法人	要	規則の変更届けが必要です。	県学事文書課
学事文書課	学校法人の変更登記	学校法人(幼稚園法人を除く)	要	変更登記完了届けが必要です。	県学事文書課
学事文書課	学校法人の寄附行為の変更	学校法人(幼稚園法人を除く)	要	学校法人寄附行為一部変更届けが必要です。	県学事文書課
学事文書課	私立学校の学則変更	私立小、中、高等学校、専修学校、各種学校	要	学則変更届けが必要です。	県学事文書課

市町合併に伴う住所表示の変更に係る手続き一覧表(県が処理する事務にかかるもの)

課(室)名	件 名	該 当 者	住 所 変 更 等 の 手 続 き		窓 口 等
			要・不要	手続きの方法等	
税務課	個人県民税寄附金控除に係る届出事項の異動届出書	「個人県民税控除対象寄附金受領届出書」を提出した法人又は団体	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	県税務課
	自動車税、自動車取得税申告書	自動車の取得者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	長崎振興局税務部課税第二課 〒850-0028 長崎市勝山町22-1 TEL095-822-3101~3105
	免税軽油使用者証	免税軽油の使用者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。免税証の交付申請時に使用者の住所変更を行います。	管轄の振興局税務部(課)
	免税軽油共同使用者証	免税軽油の共同使用者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。免税証の交付申請時に使用者の住所変更を行います。	
	軽油引取税に係る営業の開廃業の届出書	元売業者、特約業者及び石油製品販売業者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	
	軽油引取税に係る販売契約の締結等の届出書	元売業者、特約業者及び石油製品販売業者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	
	軽油引取税に係る特別徴収義務者登録変更届出書	特別徴収義務者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	
	ゴルフ場利用税に係る登録変更届出書	特別徴収義務者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	
法人の異動届出書	納税義務者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。		
選挙管理委員会書記室	政治団体の異動届 資金管理団体の異動届	政治団体の代表者 公職の候補者	要	「北松浦郡江迎町」が「佐世保市江迎町」になるような場合は、所在地等の変更の届出が必要です。	県選挙管理委員会県北地方書記室(県北振興局)又は県選挙管理委員会書記室

市町合併に伴う住所表示の変更に係る手続き一覧表【県が処理する事務にかかるもの】

課(室)名	件名	該当者	住所変更等の手続き		窓口等
			要・不要	手続きの方法等	
県民安全課	旅券(パスポート)	有効旅券所持者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。 なお、最終ページの「所持人記入欄」の現住所はご自身で訂正していただいで結構です。 ただし、他のページに書き込みをすると旅券が無効となりますのでご注意ください。	県パスポートセンター 又は振興局等4箇所(県央・県北・五島・ 県北保健所)の旅券窓口及び権限移譲 された15市町の旅券窓口
		旅券申請者	-	旅券発給申請のために申請前6ヶ月以内に取得した住民票・戸籍謄(抄)本は、合併前のものでも使用できます。 身元確認書類として提示する運転免許証の住所表示については、合併前の住所記載がされたものでも可能です。	
男女参画・ 県民協働課	特定非営利活動法人の認証	左記の認証を受けている方	要	定款における住所の変更を行い届け出てください。	県男女参画・県民協働課 又は各振興局(長崎振興局を除く)
生活衛生課	食品の営業許可	食品の営業許可を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。 許可書の書き換えを希望される方は、管轄の保健所で受け付けます。	管轄の県立保健所 (所在地が長崎市及び佐世保市の場合を除く)
	理容所、美容所、クリーニング所の位置等の届出	左記の届出をされている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。 検査済証の書き換えを希望される方は、管轄の保健所で受け付けます。	管轄の県立保健所 (所在地が長崎市及び佐世保市の場合を除く)
	旅館業、公衆浴場業、興業場の営業許可	左記の許可を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。 許可書の書き換えを希望される方は、管轄の保健所で受け付けます。	管轄の県立保健所 (所在地が長崎市及び佐世保市の場合を除く)
	建築物における衛生的環境の確保に関する法律における特定建築物の届出	左記の届出をされている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	管轄の県立保健所 (所在地が長崎市及び佐世保市の場合を除く)
	建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録	左記の登録を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	県生活衛生課
	食鳥処理の事業の許可 確認規定の認定	左記の許可等を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。 許可証等の書き換えを希望される方は、担当窓口にて受け付けます。	管轄の県立保健所 (所在地が長崎市及び佐世保市の場合を除く)
	動物取扱業の登録	左記の登録を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。 登録証の書き換えを希望される方は、担当窓口にて受け付けます。	管轄の県立保健所 所在地が長崎市及び佐世保市の場合 は県生活衛生課
	特定動物の飼養又は保管の許可	左記の許可を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。 許可証の書き換えを希望される方は、担当窓口にて受け付けます。	管轄の県立保健所 (所在地が長崎市の場合を除く。所在地 が佐世保市の場合は県生活衛生課)

市町合併に伴う住所表示の変更に係る手続き一覧表【県が処理する事務にかかるもの】

課(室)名	件名	該当者	住所変更等の手続き		窓口等
			要・不要	手続きの方法等	
食品安全・消費生活課	貸金業の登録	貸金業者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。 更新時や変更届出時に併せて手続きを行ってください。	県食品安全・消費生活課 又は県北振興局
環境政策課	水質汚濁防止法に係る特定施設の設置届出	左記の届出をされている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。 ただし、合併に伴い会社名、組織名等が変わる場合は変更手続きが必要です。	管轄の県立保健所 所在地が長崎市及び佐世保市の場合は各々の市役所
	大気汚染防止法に係るばい煙発生施設の設置届出	左記の届出をされている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。 ただし、合併に伴い会社名、組織名等が変わる場合は変更手続きが必要です。	管轄の県立保健所 所在地が長崎市の場合は長崎市役所、 佐世保市の場合は工場が県環境政策課で事業場が佐世保市役所
	ダイオキシン類対策特別措置法に係る特定施設の設置届出	左記の届出をされている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。 ただし、合併に伴い会社名、組織名等が変わる場合は変更手続きが必要です。	管轄の県立保健所 所在地が長崎市の場合は長崎市役所、 佐世保市の場合は県環境政策課
	長崎県未来につながる環境を守り育てる条例に基づく指定施設の届出(騒音、汚水)	左記の届出をされている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。 ただし、合併に伴い会社名、組織名等が変わる場合は変更手続きが必要です。	騒音は、各市町 汚水は、所在地別に管轄の県立保健所、 長崎市役所、佐世保市役所
未来環境推進課	フロン類回収業及び引取業の登録	左記の登録を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。 なお、登録通知書の書き換えを希望される方は、管轄の保健所又は県未来環境推進課で手続きができます。	管轄の県立保健所 所在地が長崎市及び佐世保市の場合は県未来環境推進課
自然環境課	鳥獣捕獲許可証 従事者証 鳥獣飼養登録票	左記許可証等の所持者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。 更新時や変更許可申請時に併せて手続きを行って下さい。 なお、書き換えを希望される方は、住所地を管轄する県の機関の担当窓口で手続きができます。	住所地を管轄する振興局又は県自然環境課
福祉保健課	社会福祉法人及び公益法人の認可	同法人	不要	住所変更の手続きは必要ありません。 定款変更時に併せて手続きを行って下さい。	県福祉保健課 県長寿社会課 県こども家庭課 県障害福祉課
	生活保護法による指定医療機関及び指定介護機関の変更届出	左記指定を受けている者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	管轄の福祉事務所

市町合併に伴う住所表示の変更に係る手続き一覧表(県が処理する事務にかかるもの)

課(室)名	件名	該当者	住所変更等の手続き		窓口等
			要・不要	手続きの方法等	
医療政策課	定款(寄付行為)変更認可申請	医療法人	要	定款(寄付行為)記載の住所地の変更申請を行ってください。(変更時期は、住所変更直後ではなく、直近の社員総会後でかまいません。)	県医療政策課
	病院・診療所等許可指令書	病院・診療所等	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	管轄の保健所
薬務行政室	薬局・医薬品販売業許可証(店舗販売業、一般・特例・薬種商)	左記の許可証の交付を受けている方	不要	住所変更等の手続きは必要ありません。	管轄の保健所又は県薬務行政室 (なお、長崎市、佐世保市における医薬品販売業(一般、特例)を除く。)
	毒物劇物販売業登録票(一般・農薬用品目・特定品目)	左記の登録票の登録を受けている方	不要	住所変更等の手続きは必要ありません。	管轄の保健所 (なお、長崎市、佐世保市における毒物劇物販売業を除く。)
	麻薬取扱者免許証(卸業者・小売業者・施用者、管理者、研究者)	左記の免許証の交付を受けている方	不要	住所変更等の手続きは必要ありません。	管轄の保健所又は県薬務行政室
長寿社会課	介護保険指定事業所の指定	介護保険指定事業所の指定を受けている者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。 なお、指定書の書き換えを希望される方は、指定書を添付のうえ申し出てください。	県長寿社会課
障害福祉課	身体障害者手帳	左記手帳をお持ちの方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。 変更を希望される方は、合併後に手続きをしてください。	居住地を管轄する市町
	身体障害者福祉法による医師指定書	身体障害者福祉法による指定医師	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	県障害福祉課
	指定障害福祉サービス事業者指定書	指定障害福祉サービス事業者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	県障害福祉課
	障害児施設受給者証 障害児施設医療受給者証	施設給付決定保護者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。 変更を希望される方は、合併後に手続きをしてください。	県障害福祉課 佐世保こども・女性・障害者支援センター
	療育手帳	左記手帳をお持ちの方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。 変更を希望される方は、合併後に手続きをしてください。	居住地を管轄する市町
	精神障害者保健福祉手帳	左記手帳をお持ちの方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。 変更を希望される方は、合併後に市町村窓口で手続きができません。	居住地を管轄する市町
	精神障害者通院医療費公費負担患者票	左記患者票をお持ちの方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。 更新時に新しい住所表示になります。	居住地を管轄する市町

市町合併に伴う住所表示の変更に係る手続き一覧表(県が処理する事務にかかるもの)

課(室)名	件名	該当者	住所変更等の手続き		窓口等
			要・不要	手続きの方法等	
原爆被爆者 援護課	戦傷病者手帳	戦傷病者手帳保持者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	県原爆被爆者援護課
	被爆者健康手帳 第一種健康診断受診者証 第二種健康診断受診者証	江迎町、鹿町町在住の方で、左 の手帳等の交付を受けている 方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。 書き換えを希望される方は、市役所窓口で手続きができます。	佐世保市役所原爆担当課
	原爆諸手当証書	江迎町、鹿町町在住の方で、左 の証書の交付を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。 書き換えを希望される方は、市役所窓口で手続きができます。	
	被爆体験者医療受給者証	江迎町、鹿町町在住の方で、左 の証書の交付を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。 書き換えを希望される方は、市役所窓口で手続きができます。	
	訪問介護利用被爆者助成受給資格 認定証	江迎町、鹿町町在住の方で、左 の証書の交付を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。 書き換えを希望される方は、市役所窓口で手続きができます。	
商工振興課	大規模小売店舗立地法の届出	大規模小売店舗を設置する者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。 ただし、大規模小売店舗立地法に基づく届出をしている店舗で あって、合併に伴い店舗の名称、設置する者又は小売業者名を変 更する場合は変更届が必要となります。	県商工振興課
新産業創造 課	電気工事業登録証	電気工事業の登録を受けてい る方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。 更新時や変更届出時に併せて手続きを行ってください。	県新産業創造課 管轄の振興局
	電気工事士免状(第1種、第2種)	電気工事士免状を受けている 方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。 免状の住所の欄は、ご自身で訂正していただいて結構です。	県新産業創造課 管轄の振興局
漁政課	水産業協同組合の定款変更の届出	水産業協同組合	要	組合の地区についての定款変更を行い、届出を行う必要があります。	県漁政課 管轄の振興局水産課

市町合併に伴う住所表示の変更に係る手続き一覧表(県が処理する事務にかかるもの)

課(室)名	件名	該当者	住所変更等の手続き		窓口等
			要・不要	手続きの方法等	
資源管理課	漁業の許可	左記の許可証の交付を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。 漁業許可更新時に住所の変更を行います。 更新時までに変更を希望される方は、管轄する機関で手続きができます。	県資源管理課 管轄の振興局水産課
	漁船登録票	左記の登録票の交付を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。 変更を希望される方は、管轄する機関で手続きができます。	県資源管理課 管轄の振興局水産課
	共同・定置漁業権の免許	左記の免許を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	県資源管理課
	遊漁船業者の登録	遊漁船業者の登録を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	県資源管理課 管轄の振興局水産課
水産振興課	区画漁業権の免許	左記の免許を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	県水産振興課 管轄の振興局水産課
漁港漁場課	漁港施設利用の届出	県管理漁港施設の利用届出をされている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	管轄の振興局の漁港管理担当課
	漁港施設占用の許可(工作物設置、水面占用を含む)	県管理漁港施設の占用許可を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	管轄の振興局の漁港管理担当課
	漁港指定施設使用の許可	県管理漁港指定施設の使用許可を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	管轄の振興局の漁港管理担当課
農政課	狩猟免状	左記免状の所持者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。 書き換えを希望される方は、住所地を管轄する県の機関の担当窓口で手続きができます。	住所地を管轄する振興局
団体検査指導室	農業協同組合の定款変更認可	農業協同組合	要	組合の地区についての定款変更を行い、変更認可申請を行う必要があります。	県団体検査指導室
	農事組合法人の定款の変更の届出	農事組合法人	要	法人の地区についての定款変更を行い、届出を行う必要があります。	

市町合併に伴う住所表示の変更に係る手続き一覧表(県が処理する事務にかかるもの)

課(室)名	件名	該当者	住所変更等の手続き		窓口等
			要・不要	手続きの方法等	
農業経営課	普通肥料の登録	普通肥料の登録をしている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。 変更(更新)申請時に併せて手続きを行って下さい。	県農業経営課
	特殊肥料の届出	特殊肥料の届を出している方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。 変更届提出時に併せて手続きを行って下さい。	県農業経営課
	指定配合肥料の届出	指定配合肥料の届を出している方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。 変更届提出時に併せて手続きを行って下さい。	県農業経営課
	肥料販売業の届出	肥料販売業の届を出している方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。 変更届提出時に併せて手続きを行って下さい。	各振興局
	農薬販売届出	農薬販売届を出している方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。 変更届提出時に併せて手続きを行って下さい。	各振興局
畜産課	動物用医薬品販売許可	左記の許可を受けている方	不要	住所変更手続きは必要ありません。更新時に変更手続きを行ってください。 なお、許可証の書き換えを希望される方は管轄の家畜保健衛生所で手続きを行ってください。	管轄の県家畜保健衛生所
	飼育動物の診療施設の開設届出	動物診療獣医師	不要	住所変更手続きは必要ありません。	県畜産課
	家畜商免許証	左記の免許証の交付を受けている方	要	変更届の手続きを行って下さい。	管轄の振興局
	飼料の製造業者、輸入業者及び販売業者の届出	飼料の製造業者、輸入業者及び販売業者の届を出している方	要	変更届の手続きを行って下さい。	県畜産課
農村整備課	海岸保全区域占用許可 海岸保全区域の内、農林海岸のみ。	占用許可を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。 ただし、合併に伴い会社名、組織名等が変わる場合は変更手続きが必要です。	管轄の振興局
	公有財産使用許可 公有財産の内、土地改良施設のみ。	占用許可を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。 ただし、合併に伴い会社名、組織名等が変わる場合は変更手続きが必要です。	管轄の振興局

市町合併に伴う住所表示の変更に係る手続き一覧表(県が処理する事務にかかるもの)

課(室)名	件名	該当者	住所変更等の手続き		窓口等
			要・不要	手続きの方法等	
林務課	林地開発許可申請	左記の許可を受けているもの	不要	住所変更の手続きは必要ありません。 ただし合併に伴い会社名・組織名等が変わる場合は変更手続きが必要です。	管轄の振興局
	保安林指定(解除)申請書	左記の申請を行っているもの	不要	住所変更の手続きは必要ありません。 申請地番については告示の関係で変更を要する場合があります。	管轄の振興局
	保安林(保安施設地区)指定施業要件変更申請書	左記の申請を行っているもの	不要	住所変更の手続きは必要ありません。 申請地番については告示の関係で変更を要する場合があります。	管轄の振興局
	保安林(保安施設地区)内立木伐採許可申請書	左記の申請を行っているもの又は許可を受けているもの	不要	住所・申請地番 変更の手続きは必要ありません。	管轄の振興局
	保安林(保安施設地区)作業許可申請書	左記の申請を行っているもの又は許可を受けているもの	不要	住所・申請地番 変更の手続きは必要ありません。	管轄の振興局
	保安林(保安施設地区)内間伐(択伐)届出書	左記の届出を行っているもの	不要	住所・届出地番 変更の手続きは必要ありません。	管轄の振興局
	製材業者・木材業者登録申請	左記の申請を行っているもの	不要	住所・申請地番 変更の手続きは必要ありません。	管轄の振興局
	林業種苗法の生産事業者の登録	左記の登録を行っているもの	要	登録証の住所変更の手続きは必要です。	管轄の振興局
監理課	建設業の許可	左記の許可証の交付を受けている方(合併時点で有効なものに限る)	不要	住所変更の手続きは必要ありません。 但し、合併に伴い地名等を付した会社名、組織名等を変更される方は変更手続きが必要です。 大臣許可業者の方については、住所変更の手続きが必要になりますのでご注意下さい。	管轄の振興局
	浄化槽工事業の登録・(特例浄化槽工事業者)届出	左記の登録又は届出をなされた方(登録については、合併時点で有効なものに限る)	不要	住所変更の手続きは必要ありません。 但し、合併に伴い地名等を付した会社名、組織名等を変更される方は変更手続きが必要です。	管轄の振興局
	解体工事業の登録	左記の登録をなされた方(合併時点で有効なものに限る)	不要	住所変更の手続きは必要ありません。 但し、合併に伴い地名等を付した会社名、組織名等を変更される方は変更手続きが必要です。	(県内) 管轄の振興局 (県外) 県監理課

市町合併に伴う住所表示の変更に係る手続き一覧表【県が処理する事務にかかるもの】

課(室)名	件名	該当者	住所変更等の手続き		窓口等
			要・不要	手続きの方法等	
都市計画課	屋外広告業の登録	屋外広告業の登録済事業者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。 変更届の際に、併せて手続きを行って下さい。	県都市計画課 又は各振興局
	屋外広告物許可	屋外広告物許可を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	各振興局
道路維持課	道路占用許可	道路の占用許可を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	各振興局
	道路清掃競争入札参加資格者登録	左記に登録されている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	県道路維持課
港湾課	港湾施設使用許可書	左記の許可等を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。 許可の更新時や変更許可申請に併せて手続きを行って下さい。	管轄の振興局
	港湾区域内の水域又は公共空地の 占用許可書				
	港湾区域内の水域又は公共空地で の土砂採取許可書				
	県営港湾ターミナルビル使用許可書				
	法定外の公有水面使用又は産物採 取許可書				
河川課	河川占用許可書	河川敷地の占用許可を受けて いる方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	管轄の振興局
砂防課	砂防指定地内の行為許可 砂防指定地内の占有許可	砂防指定地内の行為、占有許 可を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。 ただし、合併に伴い会社名、組織名等 が変わる場合は変更手続きが 必要です。	管轄の振興局

市町合併に伴う住所表示の変更に係る手続き一覧表【県が処理する事務にかかるもの】

課(室)名	件名	該当者	住所変更等の手続き		窓口等
			要・不要	手続きの方法等	
建築課	宅地建物取引業者免許	免許所持者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。 更新時や名簿登載事項変更届提出時に新住所で手続きを行って下さい。 免許証の書換を希望される業者は書換え交付申請書を提出してください。	県建築課又は各振興局(長崎振興局を除く)
	宅地建物取引主任者資格	資格登録者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。 資格登録簿変更登録申請書提出時に新住所で手続きを行って下さい。	県建築課又は各振興局(長崎振興局を除く)
	宅地建物取引主任者	主任者証所持者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。 更新時や資格登録簿変更登録申請書提出時に新住所で手続きを行って下さい。 主任者証の書換を希望される方は書換え交付申請書と主任者証を提出してください。	県建築課又は各振興局(長崎振興局を除く)
	建築士事務所登録	建築士事務所の開設者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。 更新時に新住所で手続きを行ってください。 登録済通知書の所在地の書き換えを希望される方は建築士事務所変更届と登録済通知書を提出してください。	県建築課又は各振興局(長崎振興局を除く)
	建築士住所	建築士	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	県建築課又は各振興局(長崎振興局を除く)
総務課	定款又は寄付行為の変更認可申請	公益法人	不要	事務所の住所変更手続きは必要ありません。	県教育庁総務課
生涯学習課 (県立長崎図書館 図書館)	県立長崎図書館の 図書貸出券	図書貸出券所持者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	長崎県立長崎図書館 〒850-0007 長崎市立山1丁目1-51 095-826-5257
学芸文化課	文化財の県指定	所有者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	県教育庁学芸文化課
	銃砲刀剣類の登録	所有者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	県教育庁学芸文化課
警察本部 生活安全企画課	古物営業許可証 質屋営業許可証 古物市場主許可証 警備業認定証 警備員指導教育責任者資格者証 警備員に係る合格証明書 機械警備業務管理者資格者証 探偵業届出証明書	左記の許可証等の交付を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。 なお、書き換えを希望される方は、営業所の所在地を管轄する警察署で手続きができます。	管轄する警察署の生活安全課又は刑事生活安全課

市町合併に伴う住所表示の変更に係る手続き一覧表【県が処理する事務にかかるもの】

課(室)名	件 名	該 当 者	住 所 変 更 等 の 手 続 き		窓 口 等
			要・不要	手続きの方法等	
警察本部 生活環境課	猟銃・空気銃所持許可証 銃砲所持許可証 刀剣類所持許可証 人命救助等に従事する者届出済証明書 使用人届出済証明書 猟銃用火薬類等譲受許可証 風俗営業許可証	左記の許可証等の交付を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。 新規許可や更新許可申請時に併せて手続きを行って下さい。 なお、書き換えを希望される方は、住所地、事業所を管轄する警察署で手続きができます。	住所地又は事業所を管轄する警察署の 生活安全課又は刑事生活安全課
	性風俗関連特殊営業の届出確認書	左記の届出確認書の交付を受けている方	不要	書き換えを希望される方は、届出確認書を発行した警察署で手続きができます。	届出確認書を発行した警察署
警察本部 交通企画課	安全運転管理者証 緊急自動車届出・指定書	左記の証の交付を受けている方	不要	住所変更等の手続きは必要ありません。	管轄する警察署の交通課
	自動車運転代行業認定証	左記の認定証の交付を受けている方	要	認定証の書換えが必要です。 主たる営業所を管轄する警察署に変更届出書を提出してください。	主たる営業所を管轄する警察署の交通課
警察本部 交通規制課	自動車保管場所証明	自動車保管場所証明書の交付を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	保管場所の位置を管轄する警察署
	通行禁止・駐車禁止除外標章・許可証	左記の許可証等の交付を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。 なお、書き換えを希望される方は、許可証等を発行した警察署で手続きができます。	許可証等を発行した警察署
	乗車又は積載の制限外許可証	制限外許可証の交付を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。 なお、書き換えを希望される方は、許可証等を発行した警察署で手続きができます。	許可証を発行した警察署
警察本部 運転免許管理課	自動車運転免許証	免許証所持者	不要	免許証の本籍・住所を変更する必要はありません。 なお、書き換えを希望される方は、警察署、矢上交番、雲仙北交番又は運転免許試験場で手続きができます。	警察署、矢上交番、雲仙北交番又は運転免許試験場